

林業労働力対策事業実施要領

第1 趣旨

補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9条）及び林業労働力対策事業補助金交付要綱（平成2年7月25日付2林政第91号林務部長通知。以下「要綱」という。）に基づいて実施する補助事業は、別に定めのあるもののほか、この要領により実施する。

第2 定義

- 1 「支援センター」とは、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）に基づき指定されている長野県林業労働力確保支援センターをいう。
- 2 「林業関係団体」とは、支援センター、森林組合連合会、森林整備法人又はその他の森林所有者（森林法（昭和26年法律第249号）第2条第2項に規定する森林所有者をいう。）、造林業、育林業若しくは素材生産業を営む者等の林業関係者で組織する団体をいう。
- 3 「林業事業体」とは、県内で林業を行っている個人事業主、株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社、森林組合、事業協同組合、特定非営利活動法人等をいう。
- 4 「林業就業者」とは、山林用苗木の植栽、林木の保育・保護又は林木からの素材生産を行う者をいう。
- 5 「意欲と能力のある林業経営者」とは、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第2項の規定により公表された民間事業者をいう。
- 6 「育成経営体」とは、「林業経営体の育成について」（平成30年2月6日付け29林政経第316号林野庁長官通知3（2））に基づき選定された育成経営体をいう。
- 7 「認定事業主」とは、林業労働力の確保の促進に関する法律第5条の規定により改善措置の計画の認定を受けた事業主をいう。

第3 事業の内容

- 1 この事業は、次の区分及び実施主体により実施する。

事業区分		補助事業者
区分	細目	
(1) 森林整備担い手育成確保総合対策事業	① 担い手確保対策事業	支援センター
	② 林業事業体支援事業	
	③ 支援センター推進事業	
(2) 高性能林業機械導入推進事業		支援センター
(3) 林業就労条件整備促進事業	① 林業労働者雇用条件整備事業	支援センター
	② 林業労働者健康増進事業	
(4) 林業労働災害防止対策事業	① 林業労働災害防止対策事業	林業・木材製造業労働災害防止協会（以下「林災防」という。）長野県支部
	ア ゼロ災推進指導事業	
	イ 労働安全衛生対策セミナー実施事業	
	ウ 蜂毒災害防止講習会実施事業	
	エ 一人親方等特殊健診受診促進事業	
	オ 安全管理指導専門家養成事業	
	② 林業安全指導体制強化対策事業	支援センター
(5) 信州の森林で働く人材確保推進事業	① 林業移住支援	支援センター
	② 林業キャリアチェンジ支援	
	③ 林業移住転職相談	
(6) 林業労働力緊急確保	① 林業労働力緊急確保対策奨励事業	支援センター

保対策事業	② 中途採用定着促進事業	
(7) 林業労働力活用促進対策事業	① 林業労働力マッチング支援事業	林業関係団体
	② 主伐・再造林条件整備事業	
(8) 多様な林業の担い手確保育成事業	① 新規就業者確保促進支援	支援センター
	ア 就業準備金	
	イ 兼業等受入れ支援	
	② 林業認知度向上対策	
	③ 安全福利厚生対策	
	④ 林業創業支援	林業事業者
(9) 事務経費		支援センター

2 対象要件

補助事業者が対象とする者は、次のいずれにも該当する者であること。

- (1) 県税の滞納がないこと。
- (2) 次に該当する者でないこと。
 - ア 暴力団又はその構成員及びその統制下にある者が関係する団体
 - イ 政治的な活動を目的とする団体
- (3) その他要領別紙に定める者であること。

3 事業の実施等

要領別紙1から要領別紙9までに定めるものとする。

第4 早期着手

1 事業主体は、原則として補助金交付決定前に補助対象となる事業に着手することはできない。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定前に補助対象となる事業に着手（以下「早期着手」という。）することができる。

- (1) 事業の性格上、実施時期に制約を受けるとき
- (2) 事業の実施に長期間を有するとき
- (3) 他の事業と関連し、早期に着手する必要があるとき

2 事業主体は早期着手を必要とするときは、別記様式15による林業労働力対策事業早期着手協議書に、第5第2項の事業内容、区分による事業計画書を付して知事に提出し協議する。

3 知事は、第2項の協議があり、第1項のただし書に該当し、適当と認めるときは、次の条件を付して別記様式16により同意する。

- (1) 補助金の交付決定前に起きた災害の復旧の責は、事業主体が負うこと。
- (2) 事業費及び補助金等は、補助金の交付決定のとき変更することがあること。

第5 補助金交付の申請

1 補助事業者は、補助金の内示があったときは、速やかに別記様式1による林業労働力対策事業補助金交付申請書を知事に提出する。

ただし、補助事業者は、申請に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

なお、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りではない。

2 要綱第4第2項に規定する関係書類のうち、収支予算書は別記様式3、事業計画書は次

表の区分による様式による。

事業区分	様式
森林整備担い手育成確保総合対策事業	別記様式4-1による
高性能林業機械導入推進事業	別記様式4-2による
林業就労条件整備促進事業	別記様式4-3による
林業労働災害防止対策事業（林業労働災害防止対策事業）	別記様式4-4による
林業労働災害防止対策事業（林業安全指導體制強化対策事業）	別記様式4-5による
信州の森林で働く人材確保推進事業	別記様式4-6による
林業労働力緊急確保対策事業	別記様式4-7による
林業労働力活用促進対策事業	別記様式4-8による
多様な林業の担い手確保育成事業（林業創業支援除く）	別記様式4-9による
多様な林業の担い手確保育成事業（林業創業支援）	別記様式4-10による
事務経費	別記様式4-11による

- 3 知事は、第1項の補助金交付申請書の内容を審査し適当と認める場合は、別記様式17により、補助金の交付を決定するものとする。

第6 事業の変更承認申請等

1 重要な変更

要綱別表の規定による重要な変更に係る要綱第5第1項第1号の林業労働力対策事業補助金変更交付申請書は別記様式5によるものとし、添付する関係書類は第5第2項に準じる。

林業労働力対策事業補助金変更交付申請書が提出された場合は、別記様式18により変更交付決定をする。

なお、事業内容に変更がない事業費の増減はこの限りでない。ただし、事業の種類ごとの補助金額の変更及び事業の種類間の経費の流用を伴う場合は第1項に準じるものとする。

2 軽微な変更

要綱第3第1項第1号のただし書きによる重要な変更以外の軽微な変更は、別記様式6の林業労働力対策事業計画変更報告書により知事に報告する。

なお、事業内容に変更がない事業費の増減はこの限りでない。ただし、事業の種類ごとの補助金額の変更を伴う場合は第1項に準じるものとする。

3 事業の中止、廃止、完了期限の延長

要綱第5第1項第2号の林業労働力対策事業中止（廃止、完了期限延長）承認申請書は、別記様式7による。

第6 補助金交付申請の取下げ

要綱第6の林業労働力対策事業補助金交付申請取下書は、別記様式8による。

第7 状況報告

要綱第7の状況報告は、別記様式9の林業労働力対策事業遂行状況報告書によるものとし、報告の時期は知事が別途通知する。

なお、高性能林業機械導入推進事業について、高性能林業機械購入の契約が完了したときは、補助事業者は速やかに別記様式10の林業労働力対策事業契約報告書を知事に提出する。

第8 実績報告

- 1 要綱第8第1項の林業労働力対策事業実績報告書は、別記様式2による。

なお、要綱第8第2項に規定する関係書類のうち、収支精算書は別記様式3、事業実績書は第5第2項の表の事業区分ごとに定めた様式による。

- 2 知事は、前項の書類の提出があったときは、調査員を指定するものとする。
- 3 調査員は、次に掲げる書類調査を行うとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。
 - (1) 予算書及び決算書
 - (2) 会計簿及び補助簿
 - (3) 契約、支払い関係書類
 - (4) その他必要と認められる書類
- 4 調査員は、前項の調査を行ったときは、調書を作成し、知事に報告する。
- 5 知事は、第3項の調査結果が適当と認められたときは、別記様式19により補助金の額の確定を行う。

第9 補助金交付の請求

要綱第9の林業労働力対策事業補助金交付（概算払）請求書は別記様式11による。

なお、概算払いの請求額は、必要に応じて補助金相当額の全額とすることができるものとする。

ただし、高性能林業機械導入推進事業については、事業の出来高が60パーセント未満の場合にあっては交付決定額の50パーセント以内の額、事業の出来高が60パーセント以上の場合にあっては出来高に対応する補助金相当額の90パーセント以内の額とする。また、多様な林業の担い手確保育成事業のうち、林業創業支援については、概算払いはできないものとする。

第10 財産処分

- 1 要綱第10第1項の林業労働力対策事業補助金財産処分承認申請書は、別記様式12による。
- 2 補助事業者は、前項の申請について知事から承認を受け財産を処分したときは、別記様式13による林業労働力対策事業補助金財産処分報告書を知事に提出する。
- 3 知事は、前項の報告に基づき補助金の返還が必要なときは、その返還を命じる。

第11 機械施設等の管理

- 1 補助事業者は、補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した機械施設等を常に良好な状態で管理するとともに、その設置目的に即し効率的かつ安全確保に配慮した運用を図る。
- 2 補助事業者は、機械施設ごとに管理規定を定めて、適正な管理運営を行うとともに、管理の現状を明確にするための資産台帳、利用状況を明確にするための使用日誌及び利用実績表等を整備する。
- 3 補助事業者は、補助事業により取得した機械施設等に事業名及び補助事業者名を表示する。

第12 災害報告

- 1 補助事業者は、天災その他の事故により補助事業により取得した機械施設等が被災にあったときは、遅滞なく知事に報告する。
- 2 補助事業者は、被災を受けた機械施設等を「農林水産施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律」（昭和25年法律第169号）等により復旧の措置を講じる。

第13 高性能林業機械導入の達成状況報告等

補助事業者は、事業計画における目標値の達成状況について、別に定める高性能林業機

(要領)

械導入推進事業実施要領第 19 に定めるものを準用するものとする。また、提出については、林業労働力対策事業達成状況報告（別記様式 14）により知事に提出する。

附 則

（適用期日）

1 この要領は、令和 2 年度の補助金から適用する。

（適用期日）

1 この要領は、令和 5 年度の補助金から適用する。

要領別紙 7

林業労働力活用促進対策事業

第1 趣旨

地域や林業事業体間における事業量の格差の解消に向けて、林業労働力が不足する地域へ労働力を移動する制度を実施するとともに、地域の関係者が主体となった事業地の確保に向けた取組を推進することにより、県内の素材生産量の増加を図る。

第2 事業の内容等

林業労働力活用促進対策事業の区分ごとの事業内容及び補助対象経費は次のとおりとする。

1 林業労働力マッチング支援事業

(1) 定義

- ア 「マッチング」とは、地域振興局の管轄区域を超え、概ね2週間以上の労働力等の移動を伴う業務をいう。
- イ 「出向元事業体」とは、労働力等を提供する事業体をいう。
- ウ 「受入れ事業体」とは、出向元事業体からの労働力等を受け入れる事業体をいう。
- エ 「マッチング支援団体」とは、出向元事業体及び受入れ事業体の双方の要望を取りまとめ、仲介し、適切な進捗管理を図る者をいう。

(2) 事業内容

マッチング支援団体は、地域を超えた林業労働力の移動等に係る経費について受入れ事業体が負担した場合、別に定める額の2分の1以内の額を補助する。

また、県は、マッチング支援団体が受入れ事業体に補助した移動等経費について補助するとともに、仲介に要する経費を補助する。

ただし、この事業と趣旨を同じくする国又は県が行う事業による補助金等（補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号）第2条に規定する補助金等をいう。）の支給の対象となる場合は支給しない。

(3) 要件等

ア 移動経費

- (ア) 受入れ団体が負担するものであること。
- (イ) 機械は、1業務あたり機械ごとに1往復分の経費とする。
ただし、機械に係る経費の単価等は別に定める。
- (ウ) 労働力は、1日1台分の移動を上限とし、業務に要した日数に出向元事業体の事務所から業務地までの往復した距離を乗じて算出する経費とする。また、高速道路料金は出向元事業体事務所の最寄りの料金所から業務地の最寄りの料金所までの実費とする。
ただし、1キロメートル当たりの単価等は別に定める。

イ マッチング経費

マッチング件数1件につき、上限32,800円とする。

(4) 補助率

- 10分の10以内（マッチング支援団体が受入れ事業体に対して補助した経費）
- 2分の1以内（マッチング支援団体が仲介に要する経費）

(5) 補助対象経費

旅費、燃料費、使用料、機械運搬費、技術者給、消耗品費、通信運搬費、補助金等

2 主伐・再造林条件整備事業

(1) 事業内容

県は、林業関係団体が、以下の第2の2(2)に定める要件を満たす者への専門的な見地からの指導・助言、研修会等の開催に要する費用について10分の10以内の額を補助する。

ただし、この事業と趣旨を同じくする国又は県が行う事業による補助金等（補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号）第2条に規定する補助金等をいう。）の支給の対象となる場合は支給しない。

(2) 要件等

ア 主伐・再造林の推進に関する活動であること。

イ 団体有林又は林業事業体からの要請に基づく指導・助言活動であること。

ウ 同一の団体有林又は林業事業体への指導・助言は3回を上限とし、補助対象とする技術者数は1回あたり1人とする。

エ 研修会等の開催については、林業事業体を対象としたものであること。

(3) 補助率

補助対象経費の10分の10以内

(4) 補助対象経費

会場借料、会議費、旅費、謝金、技術者給、資料費、教材費、消耗品費、通信運搬費等